

優良高圧ガス保安責任者会長表彰規程

1. 目的

高圧ガスによる災害防止のため、永年にわたり高圧ガスの保安に関し尽力した優良高圧ガス保安責任者等を表彰し、もって高圧ガスの保安に関する技術の向上と保安意識の高揚を図ることを目的とする。

2. 表彰対象

表彰の対象になる保安責任者等は、次のとおりとする。

- (1) 保安統括者及び代理者
- (2) 保安企画推進員及び代理者
- (3) 保安技術管理者及び代理者
- (4) 保安主任者及び代理者
- (5) 保安係員及び代理者
- (6) 保安監督者
- (7) 販売主任者
- (8) 特定高圧ガス取扱主任者
- (9) 保安責任者に選任された経験を有する者

3. 推薦基準

保安責任者等は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 高圧ガスの保安の確保と保安指導に模範的な者であって、高圧ガスに関する実務経験が20年以上の者であること。
- (2) 製造保安責任者免状・販売主任者免状又はこれに準ずるものを取得後5年以上経過している者であること。
- (3) 現に保安責任者の職にある者又はこれまでに保安責任者に選任された経験を有し、かつ現在も高圧ガスを所掌する立場にある者で、
 - ア 県に選任届を提出している者
 - イ 事業所で独自に選任している者（社内組織図、社内規定等で証明できるもの）
- (4) 表彰年の6月1日現在、満45歳以上の者であること。

4. 被表彰者の推薦

- (1) 被表彰者を推薦する期日は、毎年その都度会長が決定する。
- (2) 被表彰者の推薦は、原則として1事業所につき1名とする。
- (3) 被表彰者を推薦しようとする事業所は、別紙様式の推薦書を会長宛提出するものとする。

5. 選考方法

被表彰者の選考については「3の推薦基準」に則して理事会において審査の上決定する。

附則

この規程は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月19日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。